

令和2年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○日時 令和2年9月16日(水) 午前9時30分～午後4時32分
○場所 議場

| 委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×) | | | | | |
|---------------------|----|------|-------------|----|------|
| 職 | 出欠 | 氏名 | 職 | 出欠 | 氏名 |
| 委員長 | ○ | 石田陽一 | 副委員長 | ○ | 村尾光子 |
| 委員 | ○ | 伊藤陽一 | 委員 | ○ | 貝木幸男 |
| 委員 | ○ | 大島昌弘 | 委員 | ○ | 高橋芳市 |
| | | | 出席 6人 欠席 0人 | | |

| 説明のために出席した者 | | | |
|-------------|--------|-----------|--------|
| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
| 総合政策部長 | 小谷野 雅美 | 総務部長 | 梅山 孝之 |
| 市民生活部長 | 山中 利明 | 会計管理者 | 所 光子 |
| 総合政策課長 | 福田 充男 | 市民協働推進課長 | 根本 宣明 |
| 総務人事課長 | 倉井 和行 | 財政課長 | 五月 女治 |
| 契約検査課長 | 倉持 吉男 | 税務課長 | 高山 正勝 |
| 安全安心課長 | 直井 満 | 市民課長 | 川嶋 恵美子 |
| 環境課長 | 坂本 秀夫 | 行政委員会事務局長 | 関 久雄 |

| 事務局 | | | |
|------|--------|------|-------|
| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
| 事務局長 | 谷田貝 明夫 | 議事課長 | 上野 和芳 |

○議員傍聴者 なし
○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 石田陽一 委員長、小谷野晴夫議長、広瀬寿雄市長

3. 概要録署名委員の指名 大島昌弘 委員

4. 事件

(1) 付託議案等審査について

補足説明 なし

現地調査

- ・コミュニティFM送信設備改修（庁舎屋上アンテナ）
- ・石橋自転車駐輪場
- ・街頭防犯カメラ
（防犯対策事業：JR石橋駅西口エレベーター、西口ロータリー）
- ・コミュニティFM整備事業
- ・旧庁舎周辺施設整備事業

[発言の申し出]

- 財政課長：議案の審査に先立ち、9月9日付で配付した令和元年度地方財政状況等照会結果一覧について説明する。これは県内14市の財政状況について、県内14市の財政担当で連携を図りとりまとめたものであり、県からの公式の資料ではない。また速報値であり取扱注意としたい。主なところについて報告する。上段が地方財政状況調査となり、下段に健全化判断比率となっている。地方財政状況調査の中段、財政力指数について、3年間の平均で出され、その数値が高いほど、1.0に近いほど財政にゆとりがあるとされる。下野市は県内14市中第8位と中ほどに位置している。総務省が発表している令和2年版地方財政白書によると、平成30年度の地方財政の状況として人口10万人以下の市を小都市と位置づけ、小都市の財政力指数の平均が0.56と示されている。本市においては令和元年度について0.741であるので全国平均に比べると高い水準が保たれている。次に、財政力指数の下段、公債比率について、財政の弾力性、将来の負担を見るための指標で、数値が低いほど財政にゆとりがあるとされる。一般的に10%を超えないことが望ましいとされる。本市の状況は3.0であり県内14市中は佐野市と同率の1位である。その下、経常収支比率。こちらも財政の弾力性を見るための指標で、数値が低いほど財政にゆとりがあり様々な状況の変化に柔軟に対応できることを示すものとされる。地方財政白書によると、経常収支比率の小都市の全国平均、92.4%であり、本市の87.6%は全国平均値より低い状況であり、県内でも14市中第2位である。健全化判断比率について、下段4項目、実質赤字比率と連携実質赤字比率、横棒の表示は、県内14市すべて黒字であるためこのような表示である。次に実質公債比率になる。一年間の収入に対する負債返済の割合を示す。18%を超えると起債に当たり国の許可が必要になる。数値は3年間の平均で出され、本市では前回の3.0%から1.8%と、1.2ポイント高低しており、県内14市中1位である。将来負担比率について、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっており、収入規模に対して将来支払う見込みの借金の割合を示している。本市では令和元年度マイナス54.6%と県内順位は前回同様1位である。このように

本市の財政指標は、比率に若干の変動はあるものの全体的に良好な数値を示しており、県内においてもここ数年上位という状況である。最後に、投資的経費の構成比率について、投資的経費の構成比は歳出合計の20.7%を占めている。投資的経費は普通建設事業などとして資本形成に向けられる経費である。本市の20.7%は県内平均14%とそれを上回り、県内14市中では第3位となっている。先ほどの結果と合わせて見ると、健全財政の維持に努めながら、将来に向けた投資についても積極的に取り組んでいるという状況が窺える結果となっている。

認定第1号 令和元年度下野市一般会計歳入歳出決算認定について

【所管関係部分】

《質疑・意見》

〔歳入〕

1 款 市税

- 高橋委員：不納欠損が市民税・固定資産税・都市計画税と多くなっているが、徴収員は一人で行っているのか。年々不納欠損額が多くなっているようだが、どうか。
- 税務課長：訪問徴収は、2名の徴収嘱託員が行っている。不納欠損額の状況については、今年度は対前年度で大きく伸びており、執行停止の3年を経過したもの、執行停止期間中に時効を迎えたもの、執行停止即時欠損したものである。ただ、今年度、突出して大きく伸びたわけではない。平成29年度約6,100万円、平成26年度約7,700万円、平成24年度8,900万円と大きな不納欠損を出したところもある。執行停止、5年の時効、高額な不納欠損をするタイミングが重なり、年度によって、ばらつきがある状況である。
- 村尾副委員長：この中で、外国人の滞納はどういう状況か。
- 税務課長：個人市民税現年課税分15万3,311円のうち13件について、外国人である。納税通知書発布前に出国したため、即時欠損とした。その他、国民健康保険税において、現年課税分1目一般保険者保険料1節医療給付費現年分及び2節後期高齢者支援分の計7万9,900円については、外国人1名によるものであり、こちらも出国し、滞納処分できる財産がないため執行停止の即時欠損とした。
- 村尾副委員長：市税について、令和2年度の決算状況の予測はつくのか。
- 税務課長：不納欠損額について、対前年では伸びているが、数年間で見れば適正な範囲内と考えており、令和2年度の決算は例年並みかと思われる。
- 村尾副委員長：コロナの影響で支払いが困難な方が出てくると思うが、例年の範囲とお考えか。
- 税務課長：コロナの緊急経済対策として、徴収の特例猶予が創設され、令和3年度は、固定資産税の減免がされる。9月9日現在、市税において17法人

1個人から618万5,100円の徴収の猶予の特例申請があり、決定をしたところである。最新の徴収率について、固定資産税に若干の徴収率の低下がみられるが、その他の税目については、昨年度を上回っている。今後どのような状況になるかわからないが、今のままでいけば、例年通りになると思われる。

○村尾副委員長：固定資産税の住宅用地について、地方税法に基づく固定資産税課税標準額の特例を適用した課税客体数を伺う。軽減額と課税客体全体に対する割合はどのようなか。また過去数年の状況を併せて伺う。

●税務課長：令和2年度の固定資産税の住宅用地課税標準特例を適用した課税客対数と軽減額について、まず、住宅用地に対する特例制度については、市内全域の人の居住の用に供する家屋の敷地の土地は、住宅用地として、家屋の床面積の10倍までの範囲内において小規模住宅用地と一般住宅用地に分け、課税標準の特例を適用している。固定資産税については、小規模住宅用地として一戸当たり200㎡までを価格の6分の1、200㎡を超える部分については一般住宅用地として価格の3分の1としている。固定資産税の特例について、全体の宅地4万4,838筆のうち、小規模住宅用地の課税客体数は2万160筆、宅地全体筆数の44.9%となっており、一般住宅用地の課税客体数は2万483筆、全体筆数の45.6%である。軽減した総額は、22億8,220万円であり、小規模住宅用地の特例による軽減額は13億7,260万円、全体軽減額の60.1%であり、一般住宅用地の軽減額は6億3,810万円、全体軽減額の27.9%である。

○村尾副委員長：住宅用地の課税標準の特例は、市内全域が対象なのか。市街化区域のみか。

●税務課長：市内全ての地域が対象となっている。

○村尾副委員長：軽減のため税収減になると思うが、それについて交付税で措置をするという制度はないのか。

●税務課長：この特例について、国等の補てんはない。

○村尾副委員長：都市計画税の課税標準特例の状況について伺う。

●税務課長：都市計画税を課税している土地の全体課税客体数は、2万7,422筆であり、軽減総額は、2億3,550万円である。このうち小規模住宅用地の特例を受けているのは1万3,594筆で、全体筆数の49.5%である。軽減額は、1億6,850万円、全体軽減額の71.5%である。一般住宅用地の特例を受けている課税客体数は1万,620筆で、全体筆数の38.7%であり、軽減額2,940万円、全体軽減額の12.4%となっている。

○村尾副委員長：特例適用漏れの確認はされたのか。

●税務課長：本特例の適用漏れ等の状況について、本年含め5年間で合計18件の課税誤謬があった。固定資産税と都市計画税合わせて503万7,500円を還付している状況である。具体的には、住宅用地の設定漏れ11件で、小規模住宅用地及び一般住宅用地の設定をせず、非住宅用地や新築前の地目のまま課税していたものである。また、一部の設定漏れによる誤りということで、住宅

用地として一体利用している隣地の設定漏れ、共同住宅において、一戸当たり200㎡とれる小規模住宅用地が、戸数より少ない設定で課税していたもの、小規模住宅用地そのものの設定漏れで一般住宅のみとしていたものなどである。今年度から小規模住宅用地に特化した確認作業を進めており、TKCから抽出された約2,000件のチェックリストを職員が確認中である。

- 村尾副委員長：これから確認するステップに入ってきたということであるが、誤謬が発覚されたきっかけは何であったのか。
- 税務課長：現在、建設課で地籍の調査を実施しており、その調査結果に基づき、固定資産税との突合により発見されたものが大きな数となっている。また、法務局からの土地・建物の異動届により、土地の状況を改めて確認した際、発見されている状況である。
- 村尾副委員長：了解した。市民からの指摘ではなく、行政内部から気が付いたことは不幸中の幸いである。TKCと一緒に確認作業を早急に進めていただきたい。

17 款 1 項 1 目 財産貸付収入

- 大島委員：光ファイバー貸付料660万円について、定額で貸し付けているのか、また貸付の相手先について伺う。
- 総合政策課長：光ファイバー貸付料について、平成21年9月1日に「下野市光ファイバーケーブルの賃貸借に関する契約」を東日本電信電話株式会社と交わしている。貸付料については、税抜き600万円の20年間契約に基づき、毎年NTTから歳入として入ってきている。
- 大島委員：安定収入的な貸付を平成21年からしているが、この契約は、毎年見直していくのか、継続になるのか伺う。
- 総合政策課長：契約期間が20年間となっているため、契約期間内はこの金額で進めていくことになる。
- 村尾副委員長：株式配当金2万5,000円について、どこの株の配当なのか伺う。
- 総合政策課長：株式配当金は、ケーブルテレビ株式会社であり、平成28年度に普通株式6万円を10株取得している。
- 村尾副委員長：配当金額は、経営状況によって変わるのか。
- 総合政策課長：ケーブルテレビ株式会社の毎年の決算の状況により配当されるものであり、平成28年度以降は毎年2万5,000円で入金されている。

17 款 2 項 1 目 不動産売払収入

- 村尾副委員長：不動産売払収入の、道路払下収入について内容を伺う。

- 総務部長：建設課の所管となっている。

17 款 1 項 2 目 利子及び配当金

- 大島委員：利子および配当金の財政調整基金利子 2,367 万 913 円について、平均的な利子の利率を伺う。
- 会計管理者：財政調整基金利子は、一般会計分について一括運用をしている。内訳は、定期預金の利子が 137 万 413 円、債権の利息が 2,230 万 500 円。定期預金の利子については、0.01%から 0.03%までの利率になり、平均で 0.017%になっている。債権は 0.072%から 1.029%までの利率があり、10 年債 20 年債 30 年債で利率が変わる。保有額に対する今年度の利子の平均として、10 年債は 0.207%、20 年債は 0.690%、30 年債は 1.011%の状況である。

18 款 1 項 1 目 一般寄附金

- 大島委員：一般寄附金 986 万 280 円の件数、最高額等の内訳を伺う。
- 財政課長：最高額は、遺言執行者みずほ銀行であり、遺言書にあった方からの寄附で約 873 万円である。全体では 4 名である。

18 款 1 項 2 目 指定寄附金

- 大島委員：ふるさと寄附金の詳細を伺う。
- 財政課長：ふるさと寄附金 742 万円については、通常の寄附が 275 件、534 万 7,000 円であり、台風 19 号の災害見舞金として 257 件、198 万 3,000 円となっている。

20 款 1 項 1 目 繰越金

- 村尾副委員長：前年度繰越金 17 億 2,900 万円とあるが、高額になった理由について伺う。
- 財政課長：繰越金 17 億 2,900 万円について、昨年は 14 億 3,900 万円で伸びている。内容として、平成 30 年の通次繰越と明許繰越、実質収支の繰越になる。工事等が予定期間内に終了しなかったなどの事情により繰り越しているものである。
- 村尾副委員長：いろいろな事情で繰越した分が多かったと印象がある。年度末に国から高額な交付金があり、それを今年度に繰り越した事業で額が大きかった印象がある。そういったことも影響しているのか。
- 財政課長：お見込みのとおり。令和元年度への明許繰越としては、コミュニティ FM 整備事業、ゆうゆう館改修事業等、他 12 事業である。

21 款 4 項 1 目 滞納処分費

- 村尾副委員長：滞納処分費について、滞納処分するために収入が発生するのは

どういう場合か。

- 税務課長： 差し押さえた物品のインターネット公売によるもので、通常の督促手数料について、売却費の約3%を収入としたものである。
- 村尾副委員長： 了解した。

21 款 4 項 3 目 雑入

- 貝木委員： 防災ラジオ販売収入について、何台売れて何台残っているのか。
- 安全安心課長： 昨年度は71台販売した。一般販売が39台、75歳以上の世帯への販売が32台である。現在、1,374台を有償・無償で配布している。残り1,626台であり、このうち自治会長で受け取っていただけない方の確保分が51台ある。

[歳出]

2 款 1 項 1 目 一般管理費

- 村尾副委員長： 正規職員と会計年度任用職員の人数は、年度当初でどのくらい見込んでいるか。
- 総務人事課長： 昨年度の職員数について、正規職員は3役を除き399人である。会計年度任用職員は350人前後を見込んでおり、毎月変動があるが年度末の時点では349人である。
- 村尾副委員長： 令和2年度当初の段階で、会計年度任用職員が正規職員を上回っていたかと思うが、それはないか。
- 総務人事課長： 現在の会計年度任用職員は、先月時点で359人である。今年度の会計年度任用職員を任用するにあたり、各課とヒアリングをしているが、当初見込みより若干少ないと考えている。

1 款 1 項 1 目 議会費

- 大島委員： 共済組合負担金は何名分にあたるのか。
- 議事課長： 共済組合負担金については、17名分の支払いをしている。

2 款 1 項 6 目 財産管理費

- 伊藤委員： 公用車購入事業について、以前EV自動車は災害時の電源確保のためと説明を聞いたが、最終的には第1次避難所3カ所を補うことを考えているか。
- 総務人事課長： 昨年度1台、今年度2台購入したので、1台ずつ配置することを考えている。

2 款 1 項 11 目 情報管理費

- 村尾副委員長： 情報ネットワーク管理事業と基幹系システム管理事業について、住民基本台帳システムが基本になり、それぞれ個別のシステムに連動して

いると思う。住民基本台帳に入力されたDV等支援措置の情報は、庁内すべての職員に情報共有されているのか。支援措置を受けている人の請求が本人以外からあった時に、情報提供できないことになるということだが、個別のシステムにもエラーが表示されるようなシステムになっているのか。また、エラー表示を解除できる人がいると思うが、どのような人がエラー表示を解除し、情報を出力することができるのか。厳重なセキュリティ対策がそれぞれのシステムにおいてなされているのか伺う。

- 総合政策課長：各基幹系システムの情報セキュリティの関係は、毎年運用と情報システム面で内部監査を実施している。監査の中で、改善すべき項目があれば適宜改善しながら進めている状況である。
- 村尾副委員長：監査を受けて改善助言があれば従うという趣旨の答えであるが、セキュリティ対策の現実はどうなのか。
- 総合政策課長：セキュリティ対策に関しての監査として、運用面と情報セキュリティ対策の実施状況のチェックをしている。システム面での監査としては、情報システムの管理部門としての項目をチェックしているところである。内部統制面での監査では、事務担当部門で内部統制実施状況として、特に不正防止対策実施状況についてチェックを実施している状況である。
- 村尾副委員長：例えば、DV等支援措置を受けている人に関する情報を、配偶者や弁護士とか本人以外から開示請求があったとき、本人が同意しなければ開示できない。第三者から言われて職員が屈してエラーを解除し、情報漏えいしてしまうことが自治体で起こっているようである。エラーを解除しないようどう運用しているかを伺う。
- 市民課長：市民課に届いている支援措置対象者の住民情報は、画面上に対象者についてポップアップ表示され、住民票が出せない仕組みになっている。例外として、検察庁や警察から照会があった場合には、DV支援措置対象者と申し添えて発行している。一般の方に発行されることはない。
- 村尾副委員長：そういった対処をしなければならないと、全職員が理解しているのか。各課において、ポップアップに対する処置の仕方は浸透しているのか。
- 市民課長：住民基本台帳システム上でポップアップ表示が出るので、必然的に出せない状況である。住民票を出すのは市民課のみで、他の課で出すことはあり得ない。
- 村尾副委員長：基本的な部分で、漏えいを防御できると了解した。例えば、児童扶養手当の受給等も住民基本台帳を基に支給されるということか。違うシステムを持っているのか。市民税や固定資産税など、その先々で同じような認識を持っているのか。
- 市民課長：住民基本台帳システムを使用している部署では、同じ表示が出るため問題ない。

○村尾副委員長： 共通認識されているということで理解した。

2款1項12目 市内公共交通推進費

○貝木委員： ユニバーサルデザインタクシー整備補助金について、本市でユニバーサルタクシーを導入するための補助金か。民間事業者が導入するための補助金なのか。

●安全安心課長： 市内の事業者2社に対する補助金である。

○貝木委員： 今年2月の定例会の質問では、市の地域公共交通会議で検討するとの答弁であったが、検討したうえで、市内の民間2社に導入していただけることになったということによろしいか。

●安全安心課長： 毎年数社補助金の申請がある。デマンドバスでなく一般のタクシー事業者がユニバーサルデザインのタクシーを導入するということである。

○貝木委員： デマンドバスだと車椅子の方が乗れないので、ユニバーサルデザインタクシーという車椅子の方も一般の方も乗れるものをどうかと質問し、地域公共交通会議で検討されるという答弁を2月の定例会でいただいたが、市内の2事業者が導入していただけるということによいか。

●安全安心課長： そのとおりである。

○村尾副委員長： 地域公共交通網形成計画策定事業について、今年度の地域公共交通網形成会議を傍聴した際に、今年6月の法改正で計画の名前が変わると聞いた。法改正のポイントとしては、都市交通マスタープランの策定にも関わるが、あらゆる交通資源を活用して地域公共交通を計画し、まちづくりと一緒に考えていくということだった。その中に、スクールバスや自転車も計画に位置付けるとあった。昨年度計画策定に向けて調査したわけだが、それを踏まえてこれから新たな計画を作っていくのであれば、成果品に新たな視点を加えなければいけないと思うが、策定に向け検討している中で、どのように変わってくるのか伺う。

●安全安心課長： 現在作成中の計画については、6月の法改正を見越して策定しているので大きく変更する点はない。地域の多様な運送資源の計画の位置付けに関しては、計画の推進体制で必要に応じ計画を見直すPDCAサイクルをすることになっているので、その中で検討していく。今後の展開として、計画の方針・目的に対して施策を整理しており、デマンドの見直しについて進めていくことになると思う。さらに、観光施策との連携やモビリティ・マネジメントの観点から公共交通利用促進と併せた施策の実施を検討する。また、自転車の利用促進に関しては、策定中の計画の中にも地域の交通拠点となり得る施設においては、サイクル&ライドの検討や市外からの来訪者に対し目的地まで自転車を利用しやすい環境を整備するための乗継ぎ点の施設拡充の検討をうたっている。観光用のレンタルサイクルが導入されているが、自転車活

用の促進の観点では、24 時間利用可能なシェアサイクルの移行が一案である。市民の利用者が多いとは言えないので、市外からの観光者向けの施策となるため、優先度が低くなる。また、シェアサイクルを実施する近隣市の状況を確認したいと考えている。改正法の中で地域に最適な輸送サービスを継続するため、輸送資源の総動員による移動手段の確保が明記されており、その中に継続が困難な場合の実施方針に定めるメニューとして、福祉輸送やスクールバスが一例として掲載されている。これは、山間部や過疎地において、路線バスの維持が困難であり、路線バスとスクールバスの運行ルートが重複している場合を想定しているため、下野市では当てはまらないかと考えている。令和元年度から旧国分寺西小学校の廃校に伴いスクールバスが運行されているが、特定移動車運送事業となるため一般乗客の運送はできないこととなっている。スクールバスについては南河内小中学校の件もあるため今後の課題とし、子どもたちの安全・安心な通学を確保するため、一般乗客と同乗となる一体的な運行は困難と考えている。

- 村尾副委員長： 計画策定に向けての意見として、スクールバスという位置づけにしてしまうと特定の人への輸送と範囲が限定されてしまう。一般の乗り合いバスの一部をスクールバスとして利用する形は、他の自治体で実証しており、早くから取り入れた芳賀町では、コミュニティバスを通学に利用している。多面的な利用、多様な資源の活用を考えていくことが、地域公共交通のためには良いかと思うので広い視野で研究していただきたい。

— 暫時休憩 —

2 款 1 項 14 目 自治振興費

- 伊藤議員： 自治会公民館建設費補助事業の改築補助の内容を伺う。
- 市民協働推進課長： 昨年度は 9 自治会に補助し、空調設備関係が 6 件で、この中に細かい修繕が含まれている。その他、照明やトイレの修繕等があった。

2 款 2 項 1 目 税務総務費

- 高橋委員： 栃木法人会への補助金の内訳を伺う。
- 税務課長： 栃木法人会への活動費の補助金は、下野地区会に 4 万 6,000 円、石橋地区会に 12 万円を補助している。
- 高橋委員： 金額の差の理由は何か。
- 税務課長： 補助対象事業費に対し補助額を決定し交付しており、2 法人会で補助の対象となる事業に差があるので、補助額に差異がある。

2 款 1 項 15 目 消費者行政費

- 貝木委員： 消費生活相談員の職務内容を伺う。
- 安全安心課長： 消費生活相談員は、月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで

勤務しており、消費者からの相談を受けている。最近多い事例は、ネット通販の相談等であり、アドバイスや関係機関への案内をしている。

- 貝木委員： 3名でよいのか。
- 安全安心課長： 3名で間違いない。

2款1項14目 防犯対策事業

- 伊藤委員： 街頭防犯カメラ設置費用補助金 12 件について、設置基準はあるのか。
- 安全安心課長： 防犯カメラは、地域の防犯活動団体に補助している。自治会や商店会、自主防犯団体、不特定多数の人が出入りする施設に設置するような決まりになっている。

2款2項2目 賦課徴収費

- 大島委員： 固定資産税評価替事業について、莫大な額で委託しているが、委託業者の選定はどのようにしているのか。委託の単価基準はあるのか。
- 税務課長： 固定資産税評価替事業の標準宅地不動産鑑定評価に関する業務委託 1,912 万 3,500 円については、不動産鑑定の特殊な業務であり、不動産鑑定士 7 名に標準宅地 305 所の不動産の鑑定及び評価書の作成をお願いしている。県内自治体すべて栃木県不動産鑑定士協会にお願いしており、単価 5 万 7,000 円かける 305 地点で委託している。
- 大島委員： 標準宅地以外の特殊な用途については、どのように評価しているのか。
- 税務課長： 土地評価にあたっては、市街化区域は路線価評価法で路線価に価格を付けて、当該土地に係る幅員や画地の大きさで計算する。市街化調整区域は状況類似で、一定の同じような地区をいくつかに分け、その中の標準宅地をもとにその他の宅地等を決定する。
- 大島委員： 宅地ではあるが、用途として農業用施設しか建てられないようなところがあるが、評価の算定にあたりどのような配慮がなされるのか。
- 税務課長： 市街化調整区域内の宅地は、現況宅地ということで評価される。建物が建つかなどの反映はされていない。状況類似ということで、ひとつの同じような地区で単価を決めている。

2款1項14目 自治振興費

- 伊藤委員： 防犯灯 LED 化事業で、蛍光灯から LED 化するメリットについて、電気代や耐久性はどのくらい差が出るのか。
- 安全安心課長： LED 化により差が出るかということだが、防犯灯の LED 化についてはエスコ事業を入れている。エスコ事業とは、省エネルギー改修に係る経費を光熱費の差額分で補うものである。市内の 3,300 基の防犯灯を L

ED化に改修することにより電気代が削減され、改修したLEDについては無料である。その代り委託料として年間558万5,760円を支払っている。

2款4項 選挙費

- 貝木委員： 3日の参議院議員選挙費と4日の県議会議員選挙費について、県議会議員選挙に受付用パソコンを購入し、その後執行された参議院議員選挙でもパソコン購入しているが、必要性を伺う。
- 行政委員会事務局長： パソコンは、選挙の受付に使い、投票所22カ所で必要なものとなる。1年間で更新するため13台ずつ分けて26台購入し、受付に使うパソコンをすべて更新した。
- 高橋委員： 市内に投票所が22カ所ということであり、合併時より投票所が少なくなったが、投票率についてはどのように考えているのか。
- 行政委員会事務局長： 投票所の数について、現在合併前の資料が手元にないため、後程調べてお答えする。投票率について、合併前の資料はないが、昨年7月に参議院通常選挙があり、投票率47.85%であった。県平均が44.14%、県内14市平均43.43%ということで、14市中県下2位となった。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費

- 村尾副委員長： 合併後に、祇園の文字が変わってしまった。しめす偏でもカタカナの「ネ」を書いていたが、漢字の「示」になってしまい、違和感がある。固有名詞であるのに、なぜ漢字が変わってしまったのか。誰が責任をもって行ったのか。住民として前の文字に戻してほしいと思っているが、それは可能なのか。
- 市民課長： 祇園という文字の偏が「ネ」か「示」か、手元に資料がないので、いつから変更になっているか、「ネ」に戻せるかを確認し後程お答えする。

2款7項1目 人権総務費

- 村尾副委員長： 男女共同参画プラン策定事業について、次期計画は配偶者暴力に関する基本計画を包含した計画にするとのことであった。令和元年度実施した市民アンケート調査等の基礎データの中に、配偶者暴力対策基本計画の部分はどのように含めて調査したのか。実際に、配偶者方の暴力に関する現場の相談を受ける方の報告や相談件数は、どのように反映されるのか伺う。6月の男女共同参画推進委員会の資料に次期計画の骨子が示されていたが、配偶者暴力支援センターの検討について、踏み込んだ形ではなかった。コロナ禍の影響もあり、重篤な状況の相談が増えていると聞いており、早期にセンターの設置が必要と思うがいかがか。
- 市民協働推進課長： 次期男女共同参画プランにDV対策基本計画を包含する件について、男女共同参画推進委員会及び庁内検討委員会の男女共同参画推

進本部で進めている。現在のところ、男女共同参画プランの基本目標の一つに組み入れる形で検討を進めている。また、こども福祉課の情報提供では、配偶者からの暴力に関する相談件数は、平成30年度が62件台だったが、平成28年度から令和元年度まで40件程度で推移している。平成28年以降の支援策として一時保護があった。配偶者暴力相談支援センターの設置についての考え方は、相談対応の経過を踏まえ、現段階では設置に向けた検討を行うとしているが、こども福祉課の情報提供による検討結果により、引き続き関係機関と連携して設置に向けた研究を続けていきたいと回答を得たところである。

- 村尾副委員長：平成30年がピークというような表記をされていたと思う。こども福祉課からの報告を受けてセンターを設置するか検討するということがあったが、相談員や担当職員等現場の声を聞いて進めているということか。
- 市民協働推進課長：今年度までの計画期間の中で、設置と未設置の自治体の業務の確認等調査を行い、現状と課題をこども福祉課全体で協議した結果と報告を受けている。
- 村尾副委員長：県内で設置されているのは、宇都宮市、小山市、栃木市、日光市である。比較的人口が多い市部であり、特別な背景のある自治体でもある。センターが設置されていると、相談に来たという記録により保護命令申請ができる。被害にあっている方の保護命令申請については、警察で事情聴取受けることなく、身近なところで相談することにより、権利が保障されるよう申請することができるというものである。センターを設置しても、保護施設については、県の婦人相談所が設置しているセンターや民間のシェルターに委託できるということなので、救済・自立支援を考えていくためには、市の相談機関がセンターとしての位置づけを明確にすることが、相談者にとっては心強いことになると思うので、もっと前向きに推し進める方向で検討をお願いします。
- 市民協働推進課長：本日頂いた意見を改めてこども福祉課に伝えたいので、計画策定を進めたい。

4款1項3目 環境衛生費

- 村尾副委員長：環境基本計画推進事業について、下野環境市民会議で、環境課は路上喫煙防止条例を検討しているとのことであったが、いつごろ制定するのか。
- 環境課長：環境審議会に路上喫煙防止条例を諮問し、その中の委員3名が市民会議委員を兼ねているため、その中で意見交換をし、環境審議会に意見をいただいている。来年度の施行を目指して進めているところである。
- 村尾副委員長：制定に向けた準備ができているとのことであるが、骨子の内容を伺う。
- 環境課長：区域をJR3駅の周辺という意見と、条例の内容についての意見を8月の審議会で諮問したので、11月頃の第2回目の審議会で答申をいただ

き、パブリックコメントや議会への報告を行い、議案として上程していく流れとなっている。

- 村尾副委員長： 来年の3月には上程するという事で準備をしているということだが、以前、自治医大駅東口周辺の再整備計画があり、駅から自治医大病院まで禁煙区域にするとの話があったが、小金井駅、石橋駅にも拡大していくということではいか。
- 環境課長： 自治医大駅だけでなく、小金井駅、石橋駅も含め、駅周辺に喫煙禁止区域を設けることについて意見をいただきたいと諮問し、回答待ちの状態である。
- 村尾副委員長： 制度化されることはよいことかと思う。健康増進法の関係で、全国各自治体で受動喫煙防止条例制定の努力義務があると思う。本市も健康福祉の部分で、そういう条例制定の動きが出てくるかと思うが、現況はどうか。
- 環境課長： 受動喫煙防止条例は健康福祉部所管となるが、健康福祉部と道路関係の建設水道部、市民生活部による検討委員会を開き、まず路上喫煙防止条例を制定し、その後、受動喫煙防止を検討していくこととなっている。
- 村尾副委員長： できたら両方の趣旨・目的が一緒になった条例になればよいと思うが、まずは路上喫煙防止条例を策定し、条件が整い次第、受動喫煙防止条例を別に制定するという流れになるのか。
- 環境課長： 路上喫煙防止条例で3駅の喫煙区域を設定する。受動喫煙は、市全体となり、施設内や食堂など関わり、健康福祉部で法律改正を見ながら対応すると検討委員会で進めている。
- 村尾副委員長： それぞれ別の目的の条例として制定するという事で、まずは路上喫煙防止条例を作ると理解した。

4款2項1目 清掃総務費

- 村尾副委員長： 清掃費ごみ減量化事業について、昨年水切りネットと雑紙保管用袋が各世帯に配布され、ごみの減量に努めてほしいということだったが、この評価はどうか。
- 環境課長： 広報9月号に掲載した令和元年度と令和2年度の4月から6月までの燃やすごみと可燃系資源の量の対比表では、燃やすごみが昨年より392トン増えている。可燃系資源の搬入量も22トン増えている。今般コロナの関係で在宅が多かったことから、燃やすごみも増えてしまったと考えている。
- 村尾副委員長： 水切りネットと雑紙保管用袋の配布は一度限りか、数年間継続するのか。
- 環境課長： 啓発として令和元年度のみ単年度事業である。
- 村尾副委員長： 単年度ということは、減量の啓発は今後どのように実施していくのか。

- 環境課長： 今後もごみの量を月ごとに集計・分析して、広報紙やホームページで啓発していきたいと考えている。
- 村尾副委員長： 市民は安易な方法に流れがちなので、危機感を抱けるような表現で啓発を続けていただきたい。

9 款 1 項 2 目 非常備消防費

- 村尾副委員長： 消防自動車維持管理費について、昨年の台風 19 号で浸水被害を受けた消防自動車は補修できたのか。
- 安全安心課長： 修繕等し、現在は無事稼働している。
- 村尾副委員長： 自主防災組織について、今年度新たに 3 組織ができたと聞いた。河川流域の浸水想定区域があり、その区域内を優先的に自主防災組織の設立を呼び掛けるような話だったが、河川沿線の浸水想定区域についての自主防災組織の働きかけはどのように進めているか。
- 安全安心課長： 先日、川島・鯉沼等の避難訓練も報道で紹介され、他の自治会でも興味等あれば受付するような話をし、広報紙でも周知している。避難訓練を各自治会でやりませんかと話をし、そこでやるような団体になったら自主防災組織へというような方向へもっていききたい。
- 村尾副委員長： 地域の実情が違うので、市内全域を一に災害対策を練るということは難しいと思う。地区防災計画を策定する中で、自主防災組織の設立を働きかけてはどうかと提案したが、河川流域の地域に対して自主防災組織の働きかけをしているわけではなく、広報紙を通じてということになるのか。
- 安全安心課長： 今のところ広報紙等で周知しているが、近いうちに箕輪など被害にあった自治会に対して避難訓練等実施し、その後、組織作りについて働きかけていきたい。

9 款 1 項 3 目 消防施設費

- 大島委員： 消防防災施設改修事業について、防火水槽・防火井戸撤去工事とあるが、市内に何カ所あるのか。
- 安全安心課長： 防火水槽は南河内地区 105 カ所、石橋地区 94 カ所、国分寺地区 92 箇所で、計 241 カ所である。消火栓は、南河内地区 347 カ所、石橋地区 383 カ所、国分寺地区 497 カ所、計 1,227 カ所となっている。
- 大島委員： 家の前にも防火水槽があるが、設置してから年数が経っている。市として定期的に点検をし、老朽化の確認等しているのか。
- 安全安心課長： 消防署で随時点検しており、不備があればこちらで対応している。
- 大島委員： 防火井戸撤去というものがあるが、防火井戸は残っているのか。
- 安全安心課長： 防火井戸については、手元に資料がないため後程お答えする。

9 款 1 項 5 目 災害対策費

- 村尾副委員長： 災害事業の庁用器具購入費で、プライベートルーム 3 組を購入したとあるが、今後の購入計画について伺う。
- 安全安心課長： プライベートテントは、9 月補正予算の中で、数基購入予定として計上している。
- 村尾副委員長： 補正予算の説明では段ボールベッドとパーテーションとのことであったが、プライベートルームも含まれているのか。
- 安全安心課長： お見込みの通り。

[総括質疑]

- 高橋委員： 契約関係事業の中の、入札適正化委員会 4 名の報酬があるが、先日の南河内小中学校の入札の話で、B 業者については災害時の協力が無いというようなことであったが、委員会の審議内容を伺う。
- 契約検査課長： 入札適正化委員会は、半年に 1 回実施している。南河内小中学校は、まだ案件にはなく、6 月に開催したのは、昨年 10 月から今年 3 月分の案件について審議していただいたもので、南河内小中学校の審議は 11 月に予定している。
- 高橋委員： 入札結果の審議を行うということか。
- 契約検査課長： 建設工事の入札手続きや結果などについて審議する。総合評価落札方式も対象となる。
- 高橋委員： 市内に本社がないと入札に参加できないという話を聞くが、市外に本社があり災害協力もなく、0 評点の事業者を参加させるのはどういうことなのか。
- 契約検査課長： 参加していないわけではなく、実際は参加している。その中の総合評価の価格点以外の評価点が 0 点の項目もあったということになる。
- 高橋委員： 本社がないと入札に参加できないと聞いたがどうなのか。
- 契約検査課長： 一般入札については、市内業者育成も含め市内に本社がある業者を優先的に地域要件として絞っているところである。

[発言の申し出]

- 行政委員会事務局長： 投票所の件について、合併前 3 町合わせて 28 カ所であった。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[発言の申し出]

- 安全安心課長： 現在、市で管理している防火井戸はない。自治会等で設置したのについて撤去の要望があった場合、対応している状況である。
- 市民課長： 祇園の文字の確認をしたところ、住民票上はネ偏で変更はない。示偏はJ I S規格で、使用パソコンのフォントにより、できるものでないものがあるとのこと。
- 村尾副委員長： 公文書としては、ネ偏を使っているという理解でよいか。
- 市民課長： そのとおりである。

認定第2号 令和元年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

《質疑・意見》

[歳入]

1 款 1 項 国民健康保険税

- 村尾副委員長： 不納欠損した内容と理由について分析結果を伺う。
- 税務課長： 1 目一般被保険者保険税、2 目退職被保険者等保険税あわせて 3,115 万 2,307 円の不納欠損となっている。内容は計 208 名分、期別で 1,729 件分となっている。主なものとして、執行停止期間中の時効によるもの 133 人、1,984 万 8,328 円、執行停止 3 年継続によるものが 63 人、900 万 1,748 円となっている。現年課税分 1 目 1 節 2 節合計については、外国人 1 名によるもので、執行停止後即時欠損したものである。100 万円以上の高額不納欠損状況については、100 万円以上 4 世帯、200 万円以上 1 世帯となっている。
- 村尾副委員長： 不納欠損に至ったのは、どのような要因が多いのか。
- 税務課長： 至った経緯については、個人様々だと思う。困窮の方、資産があるにもかかわらず支払いを躊躇する方、内容はいろいろである。収納にあたっては県の滞納マニュアルに基づき確実にやっている。
- 村尾副委員長： 退職被保険者の保険税について、対象が 13 名である。人数のわりに不納欠損が 104 万 4,033 円で大きな割合と感じたが、どのような背景と考えるか。
- 税務課長： 資料がないため、後程調べて回答する。
- 村尾副委員長： 制度がなくなったとき、75 歳以上になっている方は後期高齢者医療に移行すると思うが、収入未済額は、後期高齢者医療に移っても請求が行くということか。
- 税務課長： 滞納については、その方に過年度の国保税の滞納を収めていただく。退職被保険者等保険医療制度については、平成 26 年度までは 65 歳まで存続したが、令和 2 年度から 65 歳以上になり、一般被保険者保険税に移行する形になる。後期はその後の段階となる。

[歳出]

2款4項1目 出産育児一時金

- 高橋委員： 出産育児一時金は、何名にいくら出しているのか。
- 市民課長： 出産育児金は、出生児一人につき 42 万円である。妊娠 22 週に達していない場合や、産科医療保険制度に加入していない医療機関で出産した場合は 40 万 4,000 円となる。これは、健康保険法を根拠にした法定任意給付である。件数については、令和元年度実績 25 件である。

基金

- 村尾副委員長： 財産に関する調書の高額療養費資金貸付基金について、どれくらいの利用者がいるのか。
- 市民課長： 高額療養費貸付金 1,000 万円について、現在の利用はない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

認定第 3 号 令和元年度下野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

《質疑・意見》

[歳入]

1款1項1目 特別徴収保険料

- 村尾副委員長： 保険料収入の特別徴収保険料について、収入未済額がマイナス 121 万 2,000 円というのはどういうことなのか。
- 税務課長： 調定額より収入済額が多い状態である。納税義務者の死亡、所得の更生や転出により調定額の変更が発生し、税務課で調定額変更・還付するが、還付の事務にあたり、厚生労働省年金事務所からの調定額の変更通知をもって処理をするため、変更通知が届くまで発生より 3・4 カ月かかり、翌年度に繰り越すことになり、収入済額が多い状態になる。還付未済額ということで翌年度、歳出還付する。
- 村尾副委員長： 亡くなった方について、手続きが間に合わなかったということか。亡くなられた方は何名いるのか。
- 税務課長： 手持ち資料がないため、後程回答する。

3款1項2目 保険基盤安定繰入金

- 村尾副委員長： 保険基盤安定負担金内訳として、構成比は軽減を受けている方の配分・区分であり、被保険者総数に占める割合がわからないので、後期高齢者医療の全体の被保険者数を伺う。
- 市民課長： 被保険者数は令和 2 年 4 月 1 日時点、7,276 名である。平成 31 年

4月1日時点、7,083人であり、前年比193人増加している。

○村尾副委員長：軽減者の数が出ており、前年の決算資料と比較すると5割軽減被扶養者が大きく減少しているが理由を伺う。

●税務課長：後程調べて回答する。

[歳出]

3款2項1目 後期高齢者健診事業費

○高橋委員：保険証は市で作っているのか、県で作っているのか。使い勝手が悪いので何とかならないのか。

●市民課長：保険証は、栃木県後期高齢者連合で一括して作成しており、規格が定められており、市では変えられない。カードの大きさがいいという意見をいただいているので、伝えていきたい。

4款1項1目 保険料還付金

○大島委員：保険料還付金について、償還金は毎年何名分くらいあるのか。

●税務課長：後程調べて回答する。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

| |
|------------------------------------------------|
| 認定第4号 令和元年度下野市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 【所管関係部分】 |
|------------------------------------------------|

《質疑・意見》

[歳入]

1款1項 介護保険料

○村尾副委員長：不納欠損について説明願う。

●税務課長：介護保険の不納欠損額について、282万900円は65人分、期別で429件にかかるものである。うち58人、期別で369件については、欠損額236万6,400円となっている。執行停止期間中に5年の時効を迎えたことによる消滅である。

○村尾副委員長：本人が亡くなられたことにより不納欠損に至るものがあると思うが、件数はどのくらいか。

●税務課長：数字を把握していないため、後程お答えする。

[歳出]

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

— 第2号 —

○日時 令和2年9月17日(木) 午前9時30分～午後11時34分

○場所 議会特別会議室・議場

| 委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×) | | | | | |
|--------------------|----|------|-------------|----|------|
| 職 | 出欠 | 氏名 | 職 | 出欠 | 氏名 |
| 委員長 | ○ | 石田陽一 | 副委員長 | ○ | 村尾光子 |
| 委員 | ○ | 伊藤陽一 | 委員 | ○ | 貝木幸男 |
| 委員 | ○ | 大島昌弘 | 委員 | ○ | 高橋芳市 |
| | | | 出席 6人 欠席 0人 | | |

| 説明のために出席した者 | | | |
|-------------|--------|-----------|--------|
| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
| 総合政策部長 | 小谷野 雅美 | 総務部長 | 梅山 孝之 |
| 市民生活部長 | 山中 利明 | 会計管理者 | 所 光子 |
| 総合政策課長 | 福田 充男 | 市民協働推進課長 | 根本 宣明 |
| 総務人事課長 | 倉井 和行 | 財政課長 | 五月女 治 |
| 契約検査課長 | 倉持 吉男 | 税務課長 | 高山 正勝 |
| 安全安心課長 | 直井 満 | 市民課長 | 川嶋 恵美子 |
| 環境課長 | 坂本 秀夫 | 行政委員会事務局長 | 関 久雄 |

| 事務局 | | | |
|------|--------|------|-------|
| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
| 事務局長 | 谷田貝 明夫 | 議事課長 | 上野 和芳 |

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 再開

2. あいさつ 石田陽一 委員長

4. 事件

(1) 陳情審査について

[陳情者からの趣旨説明]

《質疑》

- 村尾副委員長： 消費税は増税であるように見えるが、低所得層の方には負担も大きく、税の在り方そのものが問題だと思う。社会保障制度に充てるために創設したものであり、年金・医療・保険、8%になった時には子育て支援と財源を振り分けているが、減税した場合にこのような財源はどのようにしたらよいと考えるか。
- 陳情者： それを考えるのは、国の政治家である。私たちは納税はするが、消費税をどうするかは負託された国会の議員が考えることである。
- 伊藤委員： 財源の中では、消費税が35%、個人所得課税、法人所得課税の順となっている。税目別でみると、消費税が税収で多い部分になる。一番多い部分が減少すると、それを補うためには別の何かがないといけない。35%を補うとなると、無謀な策をとるしかない。消費税はそのまま、所得の低い方や困った方への補助金を出しており、社会保障を守った状態でピンポイントに補助金を出すということについては、どのようにお考えか。
- 陳情者： 消費税は目的税ではなく、何にでも使える一般税である。消費税を社会保障に使うというのであれば、目的税として作るべきで、そもそもの設定が間違っていると思う。消費税の中には、輸出戻し税といって大企業が輸出した場合に税金分もらっており、かなりの金額だと思う。消費税を下げれば、値段が下がり、購買力が上がり、景気が回復すると思うので、一般財源ではない他の税で対応すればよいと思う。
- 伊藤委員： 消費税の使い道は名目があり、高齢者3経費、基礎年金、老人医療、介護、社会保障4経費、年金医療・子育てと謳っている。10%に上げる時も理解を得て上げているので、目的税ではないがほぼ同じ形で使い道が決まっている。
- 陳情者： 詳しくはわからないが、そもそも消費税はなかったもので、高齢化社会で財源が必要ということで設けたと思うが、本来一般税ではなく目的税とすべきだったと思う。大企業や輸出企業に10%戻しているという項目があること自体おかしいと思うし、増えるばかりで節約している様子が見られない。無駄な税金の使い方を改める方向で考え、ある財源の中でやってもらう。国債の発行もかなりしており、毎年膨れ上がるばかりで、節約している様子がない。そもそも一般財源として消費増税をするのではなく、目的をもった税金とすればよいのではないか。
- 伊藤委員： 大企業については輸出が強い企業のことだと思うが、例えば、トヨタにおいては国内需要と輸出があり、国内販売業では消費税をいただき、そ

れを預かり税として納税している。ただその時に仕入れにかかった消費税を引いて納める。輸出に関しては、国内ではないので消費税はとれないが、各国によって関税がかかったり、その国の消費税がかかるので、消費税はもらえないものである。参考資料の消費税の税収が赤字になっている表で、1番が豊田税務署である。通常マイナスになるはずないものであるが、マイナスの要因は国内販売の預かり消費税、輸出する車に関する仕入れの消費税があり、国内で仕入れて海外販売分にも払っており、国内販売分も消費税を預かっており、結果的に仕入れの預かり消費税が多くなる。だからマイナス現象が起きている。預かり消費税と仕入れ消費税の差額分を消費税として払うものである。還付というのは、預かり消費税を払うとき、国が年利1.6%の金利を加算金として付けて支払っているので、戻り分として大きく見えるのだと思う。

●陳情者：ほとんど理解できない。解説する義務はなく、消費税減税の意見書提出を求めているだけである。今の内容は国会議員が考えることである。自分は消費税減税をしてくださいというお願いが、市議会を通してしか政府に声を届けられないので、お願いしている。

○貝木委員：趣旨説明の話にあった借金について、赤字は間違いない。孫やひ孫たちにつけを残さないためにも、先を見ていかなければ政策はできないと思う。消費税がなぜ必要かという、均等に取れるということもあるため、国民としては必要なことではないかと思う。確かにコロナ禍で厳しいが、先々のことを考えると簡単に税金を下げましようとはならないと思う。

○高橋委員：市議会議員として下野市民の生活の豊かさを求めてやっているが、市の自主財源という形でみると、消費税や国の税金でやっていかないとならない。令和2年度の予算書を見ても、子どもたちの医療費無償化とか、妊産婦の出産一時金の支出とか、消費税の中から出ていると思う。私は消費税に依存していかないと、8%5%と下げた場合に、下野市民の生活がどうなるかというのを、国が考えればという話ではなく、消費税を下げたのでは、この不景気には対応できないと思う。将来の孫たち・子どもたちのため、消費税を下げて借金を残していったいいものか。

●陳情者：失業者が増大して納税者がいなくなり、生活保護者が増えたら税金も集まらない。物も買えなくなっていく。何が重要かと優先順位を考えたら、困っている人を救うのが先だと思う。次世代・将来のことを考えるのは、景気が良くなってからの話である。なぜ先に困っている人のことを考えられないのか。トランプ大統領が所得税・法人税を下げ、国内回帰を促した。企業が戻れば税収がだんだん良くなる。同じように、今だけを考えれば消費税減税により税収が下がるが、すでに倒産しているので、生活保護者が増え支出が多くなるのではないか。最優先で考えるのは、市民の生活を守ることではないか。帝国データバンクの情報では、倒産企業が増えているとある。国の給付金もなくなり、路頭に迷う方が増え、救済するためにまたお金がかかる。今重要

なのは働ける方には働いてもらい、働き方をコロナ禍の社会に合わせ変えなくてはならない。生活保護にならないよう救済することが重要だと思う。消費を喚起するのが重要である。今の生活者を守るのが最優先ではないか。

[審査]

- 大島委員：消費税は、国税で所得税を上回る税収である。県でも県民税に匹敵する税収となっており、本市の国庫支出金・県支出金と頼っている部分があり、子育て支援・高齢者対策・社会保障に使われており、なくなると借金を22兆円増額しなくてはならない。私としては、消費税はこのままで、市の施策として弱者救済をすべきではないかと考える。
- 伊藤委員：消費税が35.5%の税収の割合を占め、社会保障を維持するためには大切である。低所得者や個人事業主は個々に対応できるので、施策の課題だと思う。
- 村尾副委員長：消費税減税を求めたい思いは分かる。低所得者の方ほど、負担増となるので、不公平である。10%に引き上げるときに、一般財源ではなく制度化され、目的税になっている。地方に交付された分も何に充てたか明確になっているので、他には使えなくなっている。昨年5%から8%に上げるのをやめてほしいとの陳情の際にも、社会保障の財源に使うということなので、団塊世代が75歳になる2025年を考えると、今でも毎年社会保障費が増額支出されているので、必要な財源ではないかと思うと話した。コロナ禍で影響が大きくなったと思ったときには、諸外国で限定的な期間で減税している。短期間で減税してまた元に戻すとすると、それにかかわる事務負担、費用負担が膨大になると思う。そういった労力を考えると、半年間、1年間の減税をするために費用負担・事務負担をすることが妥当かどうか、それが良いとは言えない。弱者救済は最もであり、今の段階、減税ではなく給付金で救済すべきだと思う。無駄を省くべきというのもわかるが、減税を考えるのであれば、税制全体を考えるべきである。全体的な財源の税収のバランスを考えなければならないと思う。用途についても取捨選択すべきである。疑問を感じているのは軍事費であり、軍事費を削減して社会保障に回すべきと考えているので、そういうことも含め、税制の在り方考えるべきである。期間限定的な減税は賛同できない。社会保障の財源は国で考えることということだったが、国民一人ひとりがきちんと考えて選挙に臨むべきではないかと思う。消費税の1%は地方交付税の財源であり、下野市は自主財源だけでは行政運営ができず、国からの交付税などの依存財源に半分近く頼っている。地方交付税が減らされるということは、これまでの行政運営ができなくなり厳しくなる。
- 高橋委員：地方議員として、生活保護にしても、依存財源が必要で国から減額されたら、今までと同じ生活を維持できなくなる。コロナ禍で状況は悪いが、消費税を下げるのは、下野市として財源を下げられるということになり、やっ

ていけなくなる。

- 貝木委員： 困っている方は何とかしなければという思いはある。支出が多くなるというのに、消費税減税すると、収入が減るわけであり、先々に赤字が続いた場合、財源をどうするか考えていかなければならないと思う。つけを残さないために、これから少子高齢化で人口も減っていく中で、減税しないほうがよいと考える。

採決の結果、全員反対により不採択すべきものと決す。

— 暫時休憩 —

[発言の申し出]

- 税務課長： 国民健康保険特別会計 1 款 1 項 2 目退職被保険者等保険税における不納欠損の内容についてお答えする。退職被保険者等保険税について、長きにわたり会社や官公庁で勤め、年金受給権のある方とその被扶養者が加入できる制度である。その所得や生活実態は個々様々であり、11 世帯については、十分な財産調査を行った上で最終的に差し押さえする財産がなく、滞納処分により生活維持ができない状態となるため不納欠損とした。2 点目、後期高齢者医療特別会計 2 款 1 項 1 目特別徴収保険料の収入未済額の内容についてお答えする。収入未済額は還付未済額で、総計 144 件の還付であり、主な内容は、死亡、保険料確定、転出、所得更正によるものとなり、大半は死亡によるものである。介護保険特別会計 1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の不納欠損の 282 万 9,900 円については、滞納繰越分普通徴収保険料徴収に係る 65 人分の不納欠損である。執行停止期間中時効等により消滅したものであり、うち 5 名が時効前に死亡した。死亡だけでは直接的な不納欠損にはあてはまらず、財産調査を行い、執行停止を行うものである。次に、保険基盤安定負担金内訳表の 5 割負担（被扶養者）の軽減者が減少した理由について、当該軽減は、平成 30 年度までは社会保険等の元被扶養者の方について無期限で均等割額の 5 割軽減を受けることができたが、世代間の公平を図るため、制度の見直しが実施され令和元年度から元被扶養者であった方は 2 年間のみ 5 割軽減を受けられることに変更となった。このため、すでに 2 年経過した元被扶養者の 456 人分軽減から外れ、大幅に減少したものである。

大島委員からの 4 款 1 項 1 目保険料還付金 23 節償還金、利子および割引料 77 万 1,400 円の内容について、支出済額は保険料還付金で、主な理由は死亡によるもの 317 件、転出 45 件、所得更正によるもの 27 件である。還付金の予算計上は、過去の支出実績と当年度 9 月末までの支出実績を参考にし、予算不足にならないようにしている。

《質疑・意見》

歳入

10 款 1 項 1 目 地方特例交付金

- 村尾副委員長： 地方特例交付金について、算出根拠を伺う。地方財政計画で予算計上されていると思うが、補正額もあるので、算定方式が毎年変わるのか。
- 財政課長： 補正前の額からの伸びについて、12月の地財計画により53.8%減という数値があり、令和元年度の予算5,941万7,000円に対し46.2%をかけ、当初予算は2,500万円を計上した。補正については、住宅ローン減税と新たな自動車税・軽自動車の減税があり、減税補てん分が入り地財計画より金額が増えている。
- 村尾副委員長： 人口に比例してではなく、その年度で加算部分があるということか。
- 財政課長： お見込みの通り、自動車購入時の減税になり、その時々で数値は変わる。

16 款 2 項 1 目 総務費補助金

- 村尾副委員長： わがまち未来創造事業補助金の対象事業は何か。
- 総合政策課長： 補助事業内訳は、文化財説明板設置、文化財パンフレット作成など、文化財を活用した地域づくり事業として12万5,000円、広域連携バス実証運行など広域公共交通でつなぐ地域の宝1市2町連携プロジェクトで300万円、合計計312万5,000万円となっている。

23 款 1 項 1 目 法人事業税交付金

- 村尾副委員長： 法人事業税交付金は県から交付されるということだが、制度は今年の10月から始まっており、当初予算に計上できなかった理由と算定根拠を伺う。
- 財政課長： 法人事業税交付金は、令和元年10月1日から新たに実施された法人事業税である。交付は税率改正による法人税割の税率引き下げに伴い減収分を補填する措置として、一部が県から市町村に交付されるものである。年3回交付されており、前年度の3月から今年度の7月までが8月に交付され、8月から11月分を12月、12月から2月分を3月に交付となっている。令和元年10月からの交付分は、10月から2月分は3月に交付されておらず、今年度8月分に含まれて交付されている。よって、3月補正に計上されなかった。交付算定方法は、各市町に交付される総額を、県の法人税割に対する県内各市

町の法人数で割って案分し、交付となる。この見込みが立たなかったため、当初予算でなく補正での計上となった。交付年限は、設けられていない。平成28年の税制改正の時には、法人事業税の交付金が5.4%だったが、令和元年度の税制改正で7.7%になり、税制改正のたびに状況が変わるので今後の改正に注視したい。

- 村尾副委員長： 令和元年度分、令和2年度分は、どのくらいの収入となるのか。
- 財政課長： 試算で、県からは県全体年額 27 億円ほどを案分により交付すると聞いている。
- 村尾副委員長： 全体は承知した。税制改正の解説書を読んだ際に、企業の従業員数で割るような説明があったが、法人市民税で割るとということなのか。
- 財政課長： そのとおりである。通常は、交付基準は従業員数によるが、改正により3年間の経過措置があり、令和2年度は法人税割で出され、令和3年度は、法人税割を3分の2、従業員数3分の1とみて、令和4年度は法人税割3分の1、従業員数3分の2という経過措置がある。

[歳出]

2款1項6目 財政管理費

- 大島委員： 財政調整基金費の金額の理由を伺う。
- 財政課長： 財政調整基金については、当初予算と補正予算を合わせた3億2,400万円の取り崩しを予定しているが、この度の補正予算ではこれらを取り崩さずに、今回補正の8億9,600万円と合わせた12億2,000万円を剰余金から充てたい。これにより、積立額を約20億5,500万円とし、今後のコロナウイルス対策や自然災害等に備えたい。

2款1項7目 企画費

- 村尾副委員長： 企画費の地方創生推進事業の、参加高校生募集チラシデザイン業務の内容を伺う。
- 総合政策課長： 地方創生推進事業の細事業、高校生地域定着促進事業を実施予定である。内容は、地域の高校生が卒業前に地域に対する愛着や関心を高めるとともに市街地を活性化する取組を実施することで、地域への愛着や地元回帰を促進し、活気ある地域経済の好循環の実現を図ることを目的としている。石橋駅周辺を活動拠点とし、石橋高校生などを対象にコーディネーターやゲストを招きワークショップを開催する予定である。また、喫茶店や事業所をめぐる交流し、おすすめスポットを盛り込んだマップなどの作成を予定している。
- 村尾副委員長： 石橋高校生を中心とした学生対象の事業のようであるが、どこに委託するのか。また、新たな地域おこし協力隊員も石橋の賑わいづくりに

携わるとの説明があったが、どのように関連するのか。

- 総合政策課長：今年7月採用の地域おこし協力隊も事業に参加して進めていると考えている。委託料は高校生の募集チラシデザイン業務、マップデザイン業務として委託する。デザインの業務に関しては、事業協力予定のNPO法人とちぎユースサポーターズネットワークを考えている。

2 款 1 項 11 目 情報管理費

○大島委員：サテライトオフィス用端末等環境構築業務の内容を伺う。

- 総合政策課長：コロナ感染拡大を受け4月に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、本市でも4月21日から5月15日まで在宅勤務を実施した。市の業務は個人情報扱うものが多く、情報漏えいに留意する必要があり、事前に個人情報を含まないデータを自宅に送信し事務をした。できる仕事に限られること、若手はPCを所有していないなどがあり、5月11日から15日までの5日間サテライトオフィスを南河内公民館に設置し対応した。職員端末は予備機10台設置したが、予備機は庁舎内接続設定となるため設定変更に時間を要した。また、サテライトオフィスで予備機全台が使われることで、各課での端末故障時などに対応が遅れる結果となった。今後、新型コロナウイルスの感染が拡大し緊急事態宣言が発出された際や、新たな感染症が発生した際の対策として、南河内公民館と国分寺公民館にサテライトオフィスを設置し環境整備を図るための予算を計上した。設置端末機器は、南河内公民館15台、国分寺公民館15台の計30台を予定している。

○大島委員：端末を15台ずつ配備することだが、サテライトオフィスを使用する職員の体制作りも同時に行っているのか。

- 総務人事課長：サテライトオフィスは、職員の2交代制で1回実施した。今後も同様に2交代制で勤務体制を構築する。

○伊藤委員：サテライトオフィスでは、機械は備え付けなのか。

- 総合政策課長：端末は30台購入予定であり、平時は総合政策課で保管し、随時アップデートなど実施していく。

○伊藤委員：リモートワーク的な運用になるかと思うが、コロナだけでなく災害時の応用など、どのように考えているか伺う。

- 総合政策課長：環境整備にあたり感染症等対策のサテライトオフィス対応で整備するが、今後、災害などの際にも活用ができるように検討していきたい。

2 款 1 項 14 目 自治振興費

○村尾副委員長：国際交流事業が中止になった関係の減額補正が中心であるが、中学生配布用ドイツ記念品とはどのようなものか。また、姉妹都市連絡時翻訳作業謝礼の内容を伺う。また、国際交流員が任期満了になり帰国したが、後任はどのようなになるか伺う。

- 市民協働推進課長： 海外派遣事業については、姉妹都市であるドイツヘルツタールと相互連絡をとりあい、来年度実施を調整し、今年度事業中止とした。中学生配布用ドイツ記念品は、3年生が参加できないため、姉妹都市の情報を編集したリーフレットと合わせドイツ製文房具を配り、国際的視野を持ち続けてほしいと考えている。姉妹都市連絡時翻訳作業について、国際交流員カロリンさんが任期満了で帰国されたばかりであり、今後の調整は、一般社団法人国際交流化協会のJETプログラムに仲介をお願いしているが、現在、斡旋が難しいという連絡があった。ドイツヘルツタールとの連絡調整は随時必要であり、今回帰国されたカロリンさんが姉妹都市交流に明るい点を踏まえ、引き続き翻訳業務をお願いするため計上した。

9款1項5目 災害対策費

- 伊藤委員： 防災備蓄倉庫設置について、設置箇所と備蓄品を伺う。
- 安全安心課長： 昨年の台風19号発生時に2つの避難所を開設したが、田川及び姿川の橋が通行に困難であった状況から、事前に第1次避難所、第2次避難所に防災倉庫を設置するものである。備品は、段ボールベッドやアルコール、防護キットなどであり、いざという時に搬出できるようにする。
- 村尾副委員長： 避難所3か所は、どこになるのか。備品について、プライベートテントも含まれているということであったが、何基購入するのか。
- 安全安心課長： 国分寺地区では第1次避難所は国分寺公民館、第2次避難所は国分寺東小と旧国分寺西小である。石橋は第1次避難所がスポーツ交流館、第2次避難所が石橋北小と古山小、南河内地区は第1次避難所がふれあい館、第2次避難所は南河内公民館と緑小である。第1、第2それぞれ2基ずつ配置するため、プライベートルームテントは、現在の3基に、15基追加購入予定である。
- 村尾副委員長： それは既定のことであると思うが、倉庫設置箇所はどこになるのか。
- 安全安心課長： 3地区の各避難所9カ所すべてである。
- 村尾副委員長： 給与費明細の会計年度任用職員について、339万4,000円の増額は、補正予算で計上されているスクールアシスタント配置分と思ったが、金額に差異があるので内容を伺う。
- 総務人事課長： 生活保護事務費の診療報酬明細書点検員のマイナス分と、受診適正化勸奨訪問指導員のプラス分を加味した金額となる。
- 村尾副委員長： デマンド交通運行管理業務について、債務負担行為が設定されたが、現在の運行方式とどのように変更となるのか伺う。
- 安全安心課長： 策定中の計画書に明記されているが、ワゴン車タイプをセダ

ンタイプに、現行3台を4台する。大きく変わるのは旧町ごとのエリアを撤廃し運行し、運賃そのまま300円というところである。

- 村尾副委員長：現在使用しているワゴン車は廃車となり、新たにセダンタイプの4台を用意するのか。
- 安全安心課長：セダンタイプを業者からのリースにより、運行する。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第34号 令和2年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

[歳入]

7款2項 基金繰入金

- 村尾副委員長：基金の状況について、繰入金を減額して繰越金と相殺し、新たに8,773万8,000円を積み立てるとのことだが、基金の総額と基金積み立ての目的は何か。
- 市民課長：基金の補正はあくまでも見込み額であり、国民健康保険財政調整基金とし、令和2年3月末現在8億5,982万4,314円となる。災害や伝染病等により医療費が増大した場合に充てるため保有している。その都度税率を変えるのは被保険者の負担となるため、基金を活用し国保財政の調整を行い、適正な運用に努めていくものである。
- 村尾副委員長：基金を取り崩すのは、災害時や伝染病の発生時となるということか。
- 市民課長：現時点ではそう考えている。今後コロナの影響で税収減や交付金減のときに使うときもあるかと思うが、使わないことが理想である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第35号 令和2年度下野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第43号 下野市税条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 村尾副委員長：この改正により、市税収入にどのような影響があるかを伺う。

●税務課長： 今回の改正で特例制度をいくつか設け、未利用地、長期譲渡所得に係る特例制度、たばこ税は葉巻たばこにおける税率の改正、チケット払い戻しを寄付した場合の寄付金控除、住宅ローン控除については、所得税で引ききれない分について市民税から控除できることになる。全体それぞれ細かな試算をしていないので、市税にどう影響するかは分かりかねるが、長期譲渡所得、寄附金控除、住宅ローン控除は、それぞれ大きな額にはならないと考えているので、全体的にそれほど影響はないと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第44号 下野市都市計画税条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第45号 下野市国民健康保険税条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第46号 下野市手数料条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

- 村尾副委員長： 固定資産税の住宅用地に関する特例適用漏れで税金を還付したが、さらに2,000件の調査を行っているとのことだが、かなりの課税客体数があるので、2,000件に留めず、すべてを再調査しなければならないと思う。可及的速やかに、確認作業を進めていただきたい。
- 貝木委員： 市役所入口のサーモカメラで体温が高い方も中に入れてしまう。体温が高い方は入庁を控えるよう案内すべきと思う。少し対策を考えてほしい。
- 総務部長： 体温が高い方に関しては、何らかのサインがあったと思う。高い

場合にはアラームが鳴る。猛暑の際に暑いところを歩いてくると体温が高く出るケースがある。もう一度記載内容を確認していきたい。

○貝木委員： 体温の高い方の入所を辞退いただけるよう、張り紙等対応をお願いする。

●総務部長： 設置したものは、体温が高い方の入所を断るだけが目的ではなく、市内全域で体温を測る習慣を付けましょうということである。新しい生活様式に向け、検温の習慣を市民全員にと普及啓発を図るものである。本来は市役所に来て測るということではなく、自宅で測っていただくものである。検温の習慣を身に付けていただくことを今後前面に出していきたいと考えている。

5. その他

なし

閉 会